



はじめに

「第3期上北山村子ども・子育て支援事業計画」では、「こどもまんなか社会」という考え方を大事にしています。こどもが一番良い環境で育つことを目指して、こどもや子育ての支援を中心に据えており、こどもの権利を守り、みんなでこどもが元気に成長できるようにし、こどもを取り巻く環境を考えて、だれも取り残さず、みんなで協力してこどもを応援します。

● 児童の権利に関する条約とは？

「児童の権利に関する条約」は、こどもも大人と同じように人権を持っていることを認めるための国際的な約束です。

こどもは守られるだけでなく、自分の権利を持つ大切な存在です。この条約では、こどもが安全に成長できるように特別な権利も決められています。国はこどもの権利を守るために法律や政策を作り、親と協力してこどもを支援します。また、こどもの権利は、生まれながらに持っている大事なもので、誰にも奪われないものです。

～ 児童の権利に関する条約の4つの原則 ～

差別の禁止（差別のないこと）

こどもの最善の利益（こどもにとって最もよいこと）

生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

こどもの意見の尊重（こどもが意味のある参加ができること）

きほんほう こども基本法とは？

こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神に基づき、すべてのこどもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するためにつくられました。そのために、基本的な考え方を明確にし、国や都道府県、市区町村など社会全体でこどもや若者に関する取り組み「こども施策」を進めていきます。これからは、国や都道府県、市区町村が、この基本法の内容にそって、こどもや若者に関する取り組みを行っていきます。

「こども施策」の例

- ★ 大人になるまでの心や身体の成長をサポートすること（居場所づくり、いじめ対策など）
- ★ 子育てをする人たちをサポートすること（働きながら子育てしやすい環境づくり、相談窓口の設置など）

～ こども施策の6つの基本理念 ～

基本理念 1



すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。

基本理念 2

すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。



基本理念 3

年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。



基本理念 4

すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれらにとって最もよいことが優先して考えられること。

基本理念 5

子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。

基本理念 6

家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。



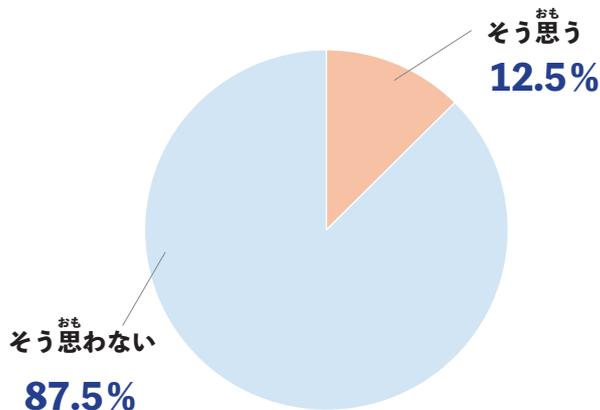
こども施策には、

こどもの意見を反映する義務があります！！

こどもや若者の意見を聴きながら、国や都道府県、市区町村はこども施策を進めていきます。

しかし、令和6年度に行った、上北山村の義務教育学校前期課程5・6年生および後期課程7～9年生を対象としたアンケート調査では、行政に対して意見を伝えたいかについて、「思わない」と回答した人が多数を占めていました。

行政に対して意見を伝えたいか
令和6年度上北山村こどもの意識と生活に関する調査より



みなさんはこんな場面で意見を言うことができます！

★ インターネットを使ったアンケートを実施するとき

★ 国や地方の役所で働く人が直接会って意見を聴くとき

★ こどもや若者が審議会などへ参加するとき

★ こどもや若者を対象としたパブリックコメントを実施するとき

パブリックコメント…国や都道府県、市区町村が意見を募集すること



みなさんから聴いた意見は

こどもに関する国の取組を話し合う大事な会議に届けたりしていきます。そして、国や都道府県、市区町村は、施策の目的をふまえ、みなさんの意見が実現できるかどうかを考えながら、こども施策に取り組んでいきます。

こどもや若者の声を聴きながら、すべてのこどもや若者が幸せに暮らせる社会にしていきます

第3次上北山村子ども・子育て支援事業計画

基本理念

親も子どもも地域も明るく、こどももみんなか上北山

基本目標

1 安心して子育てのできる環境づくり

みんなが安心して子育てのできる環境を作るために、助け合って孤立を防ぎ、負担や不安を減らします。こどもが安全で楽しく過ごせる場所を作り、いろいろな遊びや体験ができるようにします。また、困っているこどもやその家族には、個々の状況に合わせたサポートを提供し、妊娠中からの健康を支えるために途切れなく支援します。

2 次代の夢をたくす人づくり

こどもは生まれながらに権利を持っています。これは、基本的人権の尊重、差別されないこと、安全に成長すること、暴力から守られること、自分の意見を言うことが含まれています。こどもの最善の利益を考え、家庭や学校、地域でこどもの権利を守ります。また、一人ひとりの特性に合わせた保育や教育を提供し、こどもが安心して過ごせるようにします。こどもの健やかな成長と発展をサポートします。

3 子育てを支える地域づくり

保護者がこどもの成長を見守る一番の責任を持っていることを基本に、地域全体でこどもが元気に成長するよう支えるために、みんなでこどもや子育てについての理解を深めます。地域の人がふれあえる機会を作り、子育てしやすい環境を整えます。これにより、地域全体の子育ての力を高めます。

第3次上北山村子ども・子育て支援事業計画【こども用概要版】

発行：上北山村 住民課 電話番号：07468-3-0223

メールアドレス：jumin@vill.kamikitayama.lg.jp